

全ト協発第12号(環)
令和8年4月6日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一
(公 印 省 略)

「不正改造車排除運動」の実施について（通知）

平素は当協会の事業運営等につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記運動について、国土交通省物流・自動車局長より添付のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記について傘下会員事業者に周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力下さるようお願い申し上げます。

記

別添1及び別添2は、国土交通省からの全ト協あて協力要請及び実施方法等の通知です。

本運動の強化月間につきましては、地域の事情や要請を考慮した各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）ごと、または、各運輸支局ごとに設定する1ヶ月間となっております。各地方運輸局及び各運輸支局と調整のうえ、設定してください。

また、別添3は、国土交通省からの要請を受け、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領です。各地方協会におかれては、別添3の実施要領に基づいて積極的な運動を実施するようお願い致します。

なお、実施結果につきましては、別添4の報告書様式により、各都道府県トラック協会の強化月間が終了後、速やかに、全ト協交通・環境部宛ご報告いただきますようお願いいたします。

さらに、別添5は事業者が所有車両等について行う自主点検票です。定期的な自主点検の実施について傘下会員事業者への周知方をお願いいたします。

- 別添1. 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて
- 別添2. 「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について
- 別添3. 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領
- 別添4. 「不正改造車排除運動」実施結果報告書様式
- 別添5. 「不正改造防止自主点検票」

以上

(本件問い合わせ先)

(公社)全日本トラック協会 交通・環境部
TEL: 03-3354-1045